

総合認証機関

JACO

**登録マークと認定シンボル等及び
登録証等の使用に関するお願い**

株式会社 日本環境認証機構

目 次

1. 登録マーク及び認定シンボル等の種類
2. 登録マーク及び認定シンボル等の使用上の制約
3. 登録マーク及び認定シンボル等の入手
 - 3.1 ダウンロードの方法
 - 3.2 清刷の取り扱い
4. 清刷の使用
 - 4.1 委託先への清刷の提供
 - 4.2 写植の清刷を使用される際の注意事項
5. 登録マーク及び認定シンボル等の表示
 - 5.1 名刺への表示
 - 5.2 パンフレット、カタログ、印刷物等の表示
 - 5.3 封筒、便箋、文房具、見積書等の印刷物の表示
 - 5.4 新聞、雑誌、看板等の広告への表示
 - 5.5 ウェブサイトへの表示
6. 登録マーク及び認定シンボル等を不適切に使用した場合の取扱い
7. 登録マーク及び認定シンボル等を使用できない場合
8. 文章での公表(認証の引用)
9. その他
10. 登録マーク及び認定シンボル等の使い方
11. 登録証等の管理について
12. 登録証等のコピー等の使用について
 - 12.1 登録証等のコピーについて: 組織内での掲示、配付又は商取引等に係わる組織外への提出時
 - 12.2 登録証等の画像データの使用(会社案内やウェブサイトへの掲載)について
13. 登録証等の返却・廃棄等の処置について

登録マークと認定シンボル等及び登録証等の使用に関するお願い

登録組織は、その認証されたマネジメントシステムに関する説明書、宣伝用資料、名刺、封筒、レターヘッド(便箋)等の印刷物/事務用品やウェブサイトなどに登録マークと認定シンボル等を使用することができます。以下に述べる内容をご理解いただき、使用してください。

(登録組織は認証された組織(被認証組織)のことを指し、認定シンボル等は認定シンボル及びFS22000 ロゴを指します。)

本書に記載した事項は次に示す認定機関からの要求に基づいています。

JAB: 認定シンボル使用規則(JAB N410:2015)

UKAS: The National Accreditation Logo & Symbols: Conditions for use by UKAS and UKAS accredited organisations (URN 13/1224; 2013年10月発行)

JIPDEC: IMS 認定シンボル規定(JIP-IMAC510-2.3a; 2011年12月26日発行)

FSSC22000 ver.4 (2017年1月)

JFS-C 認証ロゴマーク取扱に係る要求事項

1. 登録マーク及び認定シンボル等の種類

- (1) 登録マークは認証された各マネジメントシステムを表しており、環境(ISO 14001)版、品質(ISO 9001)版、労働安全衛生(OHS)版、食品安全(ISO 22000、FSSC 22000 及び JFS-C)版、情報セキュリティ(ISO/IEC 27001)版、ITサービス(ISO/IEC 20000)版、事業継続(ISO 22301)版、エネルギー(ISO 50001)版、道路交通安全(ISO 39001)版、アセットマネジメント(ISO55001)版及びそれらの組み合わせ版があります。
- (2) 認定シンボルは認定機関を表しており、UKAS、JAB、及び JIPDEC の 3 種類があります。各認定機関より認定された認証機関及びその登録組織のみが使用できます。
- (3) FS22000 ロゴは、FSSC22000 の登録組織のみが使用できます。
- (4) JFS-C 認証ロゴマークは、JFS-C の登録組織のみが使用できます。
- (5)





登録マーク	UKAS 認定シンボル	JAB 認定シンボル	JIPDEC 認定シンボル	FSSC22000 ロゴ	JFS-C 認証 ロゴマーク
					

図 1 登録マークと認定シンボル等の例

2. 登録マーク及び認定シンボル等の使用上の制約

- (1) 認定シンボル、FSSC22000 ロゴ又は JFS-C 認証ロゴマークのみでは使用できません。
- (2) マネジメントシステムが適用されている認証範囲内でのみ使用できます。
- (3) UKAS 認定シンボルは、認証範囲内であっても車両、建物(事務所、工場、倉庫等)の外壁、屋外、旗には表示できません。
- (4) 車両には登録マーク及び認定シンボル等は表示できません。
- (5) 製品認証と誤解されるおそれがあるため、製品、製品が収納された容器、個別包装や、登録組織が発行する印刷物のうち検査成績書、保証書、取扱説明書等には表示できません。ただし、登録者の製品について輸送時に使用する大箱等(ダンボール等の外装で、通常、最終ユーザーの手に渡らないと考えられるもの)に「この製品は、環境/品質マネジメントシステムの国際規格で

ある ISO 14001:2004 / ISO 9001:2008 を認証取得した工場で製造されています。」等の文言を明記すれば登録マークと認定シンボル等を使用することができます。

- (6) UKAS 認定シンボルを含む 2 つ以上の認定シンボルと登録マークを同時に使用する場合、UKAS 認定シンボルと登録マークを四角い枠内に表示し、JAB 又は JIPDEC 認定シンボルを枠の外側に配置してください。認定機関が他の認定機関を認証しているという誤解を避けるためです。(図 2 使用例 参照)
- (7) JACO が認定を受けていない分野の認証では、認定シンボルを使用できません。
- (8) 認証された組織名と登録マーク及び認定シンボル等を極力近い位置に表示してください。
- (9) 登録マークと認定シンボル等は、認証された組織のマーク及びロゴよりも目立たないように表示してください。

詳細は下記「5. 登録マーク及び認定シンボル等の表示」、及び「10. 登録マーク及び認定シンボル等の使い方」をご覧ください。



赤坂工場は環境マネジメントシステム
ISO14001 の認証を受けた工場です

(注) JACO 登録マーク下の xx、**** は登録(認証)番号をご入力ください。なお、
JIPDEC 認定シンボル部分の旧シンボルは平成 28 年(2016 年)3 月 31 日まで使用可能です。

図 2 使用例

3. 登録マーク及び認定シンボル等の入手

3.1 ダウンロードの方法

登録マークと認定シンボル等をご使用になる場合は、JACO よりご案内する URL 又は JACO ウェブページ(登録マーク認定シンボルダウンロードサービス)にアクセスし、お申し込みください。使用可能な登録マーク及び認定機関のシンボルのみをダウンロードできます。(エネルギー及び道路交通安全版の登録マーク、並びに JFS-C 認証ロゴマークは直接下記のアドレスまでお問い合わせください。)

その際には「マーク/シンボル管理者」を選任していただき、登録することが必要です。

マーク/シンボルの主要パターンが用意してあります。必要なパターンをダウンロードしてください。

- (1) 印刷物に使用する場合は「印刷用」データ(bmp 形式)を、ウェブサイトを使用する場合は「ウェブ用」データ(jpg 形式)をご使用ください。
- (2) 紙媒体の清刷他をご希望の場合やその他のお問い合わせは以下までご連絡ください。

E-mail: logo@jaco.co.jp

3.2 清刷の取り扱い

- (1) ダウンロードした清刷の登録マークの下部に登録番号を必ず付加してください。それ以外の変更を加えずに使用してください。認定シンボルは認定番号を含めいかなる変更も加えることなく、そのままご使用ください。
- (2) 目視による文字の識別が可能な範囲で拡大・縮小してお使いいただけます。ただし、縦横比を変えたりして形を変えないでください。
- (3) ダウンロードした清刷を複製した場合、清刷と複製の保護及び漏洩防止のために適切に管理してください。

4. 清刷の使用

4.1 委託先への清刷の提供

- (1) 説明書、宣伝用資料、名刺、封筒、レターヘッド(便箋)等の印刷物/事務用品及びウェブサイト等の作成を外部業者に委託する際は、「2. 登録マーク、認定シンボル等の使用上の制約」の順守を徹底してください。
- (2) 「5. 登録マーク、認定シンボル等の表示」に記述した目的以外で委託先に清刷又はその複製を提供することはできません。
- (3) 委託先にも、提供した清刷又はその複製の保護及び漏洩防止のため、適切な管理を行うことを要求してください。
- (4) 清刷又はその複製を提供した委託先名を記載した一覧表を作成してください。JACO が要求した場合には、その一覧表をご提示ください。

4.2 写植の清刷を使用される際の注意事項

- (1) 写植(紙媒体の清刷)は印刷物に用いることができます。いかなる場合にも電子的データに加工、編集し、ウェブサイトやその他の電子媒体に使用しないでください。ウェブサイト用の清刷はJACOのウェブサイトから直接ダウンロードしてください。
- (2) 外部業者に委託する場合は、写植の清刷を委託先に提供し、「2. 登録マーク、認定シンボル等の使用上の制約」に準拠してください。

5. 登録マーク及び認定シンボル等の表示

「2. 登録マーク、認定シンボル等の使用上の制約」の順守した上で、以下の通り各種コミュニケーション媒体への表示が可能です。

5.1 名刺への表示

- (1) 登録マーク、認定シンボル等は名刺にご使用いただけます。但し、使用できるのは認証範囲内に所属する方だけです。例えば、本社のみが認証取得している場合、たとえ「本社のみ認証取得」と明示しても、営業所の従業員の名刺に登録マーク、認定シンボル等を使用することはできません。
- (2) 組織全体が認証取得されていない場合は、全社の中の「一部分として取得」していることを、認証範囲が分かる表記(認証範囲名称等の記載)で明示してください。

5.2 パンフレット、カタログ、カレンダー、その他印刷物等への表示

- (1) 認証範囲内の製品、サービスのカタログや会社案内等に表示できます。
- (2) 製品カタログに表示するときには、例えば、登録マーク、認定シンボル等を登録された組織名に極力近い位置に表示し、製品表示と明確に区分する等の工夫により、製品そのものに認証が与えられているという印象を与えないでください。
- (3) 認証範囲外の製品、サービスを含む総合カタログの場合は、認証範囲内の製品、サービスを識別できるように表示してください。

5.3 封筒、レターヘッド(便箋)、文房具、見積書等の事務用品への表示

- (1) 登録組織が使用する封筒、便箋、文房具、見積書、注文書、納品書、FAX 用紙等に表示できます。

5.4 新聞、雑誌、看板等の広告への表示

- (1) 組織全体が認証登録されている場合は、新聞、雑誌、看板等の広告に表示できます。
- (2) 組織全体が認証登録されていない場合は、登録マークの下部に登録番号を明記すると共に認証範囲が分かる表記(認証範囲名称等の記載)をしてください。

5.5 ウェブサイトへの表示

- (1) 組織全体が認証登録されている場合はウェブサイトへ表示できます。

- (2) 組織全体が認証登録されていない場合は、登録マークの下部に登録番号を明記すると共に認証範囲が分かる表記(認証範囲名称等の記載)をしてください。

6. 登録マーク及び認定シンボル等を不適切に使用した場合の取扱い

登録マークと認定シンボルを、本書で定めた以外の方法で使用した場合は、審査にて「不適切な使用」と指摘します。一定期間を経て是正されない場合はマネジメントシステム認証契約書に従って認証の一時停止、取消し、及び違反の公表等の処置を取ることがあります。

7. 登録マーク及び認定シンボル等を使用できない場合

- (1) 認証登録解除、認証期限切れ(登録抹消)、認証取消しの場合
- (2) 認証一時停止を受けた場合(一時停止期間中は使用しないでください)
- (3) 万が一、JACO が認定機関から認定の一時停止・取消しを受けた場合(直ちに JACO より詳細をお知らせします)

8. 文章での公表(認証登録の引用)

登録組織は、コミュニケーション媒体(注)に、文章でマネジメントシステム認証を受けていることを公表することもできます。その際は、「ISO 9001:2008 の認証を受けた」、「ISO 14001:2004 の認証取得」等の文章を使用し、登録証に記載された内容を逸脱しないよう次の基準を順守してください。

注:コミュニケーション媒体の例 a) ウェブサイト

b) 名刺、パンフレット、カタログ、カレンダー、その他印刷物

c) 封筒、レターヘッド(便箋)、文房具、見積書等の事務用品

d) 新聞、雑誌、看板等の広告

- (1) 「認定」とは JACO 等が認定機関(UKAS、JAB、及び JIPDEC)より認証機関として認められた際に使用する用語で、「認証」は組織が JACO 等の認証機関からマネジメントシステム規格に適合していると認められた際に使用する用語です。二つの用語は明確に使い分けられています。従って貴組織が「認定された」とは表現しないでください。
- (2) 製品認証と誤認される恐れのある不正確な言及、表記とならないように注意してください。ご不明な点がございましたら営業部門宛に事前にご相談ください。
- (3) 認証に関連して誤解を招く表明をせず、他者による表明も許可しないでください。
- (4) 認証範囲外の活動にも認証が及んでいると受取られないようにしてください。
 - a) 複数の組織からなる登録組織の場合、個別組織の会社案内、ウェブサイトなどで単独認証と誤解されるような認証の表明はできません。
 - b) 組織の一部だけが登録組織である場合、認証を受けた部分組織以外を含んで(例えば組織全体、地域の範囲等が)認証登録されていると誤解されるような認証の表明はできません。
- (5) 認証機関及び/又は認証システムの評価を損ない、又は社会的信用を失墜させる方法でその認証を用いないでください。
- (6) 認証の範囲が変更された場合、該当するコミュニケーション媒体を修正してください。
- (7) 7.項に該当の場合、JACO の指示に従い、認証登録を引用しているコミュニケーション媒体の使用を中止してください。

9. その他

認定機関がシンボルの表示、使用及び管理等の調査が必要と判断した場合、認定機関等からの指示で JACO が行う調査に応じていただきます。

10. 登録マーク及び認定シンボル等の使い方

	登録マーク	UKAS 認定シンボル	JAB 認定シンボル	JIPDEC 認定シンボル
	該当するマーク/シンボルは清刷り(電子データ)から適切なものを選択して使用してください。			
マーク/ シンボル				
寸法	高さは(上図 H1)13mm(登録番号を除く)以上とします。	高さは(上図 H2)20mm(認定番号を除く)以上とします。また、見開きで A4 サイズ以下の書類では最大 30mm までとし、A4 サイズを超える場合は書類の大きさに比例して大きくすることが可能です。	認定シンボルの大きさは原則 30mm 以上(認定番号を除く)とします。認定番号は、必ず表示し、縮小することによって明瞭な表示ができないようにしてはなりません。	
	名刺等でスペース等の制約がある場合、例外として鮮明であれば 13mm 以下でも可とします。しかし、目視により文字の識別が可能な大きさまでの縮小としてください。	スペース等で制約がある場合は、例外として鮮明であれば 20mm 以下でも可とします。しかし、目視により文字の識別が可能な大きさまでの縮小としてください。	スペース等で制約がある場合は、目視により文字の識別が可能な大きさまでの縮小としてください。	
形状	JACO よりお送りした清刷りの状態を維持し、画像を劣化させる改変をしてはいけません。また、縮小又は拡大して表示する場合には、形状をひずませて縦横比を変更してはいけません。			
色	<p>緑色若しくは近似色、又は黒色としてください。</p> <p>但し、登録マークを認定シンボルと共に使用し単一色で印刷する場合は、登録マークを認定シンボルと同色とすることができます。</p> <p>参考:色情報(緑色): PANTONE 569、DIC 216 C=81,M=9,Y=69,K=1 R=0, G=166, B=121</p>	<p>単一色で、一般に使用される代表的なインク色とし、品位を確保してください。</p> <p>色はその文書で主に使用されているインクの色、または登録組織のレターヘッドが印刷されている場合は、レターヘッドに用いている色が使用できます。</p>	<p>上図 A 部分:青色又は近似色。サブカラーとして、黒色、灰色、金色、銀色の表示を認めます。また、認定シンボル内部の柄は背景との対比が明瞭な無地であれば、白に限定されません。上図 B 部分:JAB の文字及び認定番号は黒色とします。なお、認定シンボルは地色との明瞭な対比をもたせて表示してください。</p> <p>参考:色情報(青色): マンセル 2.5PB 3.5/10、 DIC 579、PANTONE 300C C=90,M=59,Y=0,K=0 R=0,G=104,B=181</p>	<p>基本表示は指定色によるカラー表示とします。ただし、基本表示以外の場合(単色又は2色印刷等)で指定色が使用できない時は、その使用色による単色での表示とします。基本のカラー表示の識別が難しい場合は、指定色による反転使用も可能です。</p> <p>指定色情報: 印刷物(DIC220、又はプロセスカラー C100%+M70%) ウェブページ・電子情報(カラスライダ(003399)、RGB カラー(R=000、G=051、B=153))</p>
	単一色の印刷物に使用する場合に限り、認定シンボル及び認定番号の全体を当該印刷で使用されている同一色で印刷することが可能です。			

登録(認証)番号及び認定番号(必ず表示してください)	登録(認証)番号 (ECxxJ****のxx****部分へ数値入力要) 字体:ゴシック	認定番号:051 字体:Arial	認定番号: CM021 字体:ゴシック	ISMS認定番号:ISR007 ITSMS認定番号:ITR007 BCMS認定番号:BCR007 Helvetica Bold/トラッキング* 100
その他	<ul style="list-style-type: none"> 登録マーク単独でもご使用いただけます。ただし、車両には表示できません。 	<ul style="list-style-type: none"> 登録マークと併用する必要があり、登録マークを左に、UKAS 認定シンボルを右に配置してください。その上その両方を、実線の四角の枠で囲ってください。枠の色は特に定めませんが、品位を確保してください。 壁やドア、掲示板への表示は屋内のものに限ります。 広告のうち、建物、旗、車両には表示できません。 	<ul style="list-style-type: none"> 登録マークと併用する必要があり、JAB 認定シンボルは登録マークの近傍に表示ください。 車両には表示できません。 	<ul style="list-style-type: none"> 登録マークと併用する必要があり、登録マークを左に、JIPDEC 認定シンボルを右に配置してください。その上その両方を、実線の四角の枠で囲ってください。 車両には表示できません。
<p>登録マーク及びJAB/UKAS/JIPDEC 認定シンボルを3個以上並べて表示する場合、登録マークを中心に左側にJAB 認定シンボル又はJIPDEC 認定シンボル、右側にUKAS 認定シンボルを配置し、登録マークとUKAS 認定シンボルは四角い枠で囲い、JAB 認定シンボル又はJIPDEC 認定シンボルはその四角い枠外に配置する様にして使用する事が出来ます。なお、前記 2.項(1)で述べたように認定シンボル単独ではご使用いただけません。(図 2 使用例参照)</p>				

	FSSC22000 ロゴ	JFS-C 認証ロゴマーク
マーク/ シンボル		
寸法	JACO 登録マークの大きさと同じサイズで表示してください。また、スペースの都合により縮小する場合は、目視により文字の識別が可能な大きさまでとしてください。	登録マークと併用する必要があります。。また、スペースの都合により縮小する場合は、目視により文字の識別が可能な大きさまでとしてください。
形状	JACO よりお送りした清刷りの状態を維持し、画像を劣化させる改変をしてはいけません。また、縮小又は拡大して表示する場合には、形状をひずませて縦横比を変更してはいけません。	JACO よりお送りした清刷りの状態を維持し、画像を劣化させる改変をしてはいけません。また、縮小又は拡大して表示する場合には、形状をひずませて縦横比を変更してはいけません。
色	<p>下記の色で表示してください。 なお、黒色での表示は、他のすべての文字及び画像が白黒の場合にのみ認められます。 参考: 色情報</p> <p>Green: PANTONE 348U C=82,M=25,Y=76,K=7 R=33, G=132, B=85 #218455</p> <p>Grey: 60% black C=0,M=0,Y=0,K=60 R=135, G=136, B=138 #87888a</p>	<p>下記の色で表示してください。</p> <p>Red: TOYO COLOR FINDER CF10101 C=0,M=100,Y=100,K=0 R=230, G=0, B=18</p> <p>Black: TOYO COLOR FINDER CF97C C=0,M=0,Y=0,K=100 R=35, G=24, B=21</p> <p>Blue: TOYO COLOR FINDER CF10390 C=70,M=10,Y=0,K=0 R=29, G=173, B=229</p>

11. 登録証等の管理について

- (1) 登録証等は認証の有効性を証明する証明書です。汚損、紛失等無きよう管理してください。
- (2) 登録証等には登録証の本証、付属書、構成組織明示登録証・副登録証が該当します。
- (3) 登録証等の所有権は JACO に帰属します。発行費用は実費および手数料です。
- (4) 付属書は本証と対で証明書を構成するものです。付属書が発行されている場合は必要に応じて付属書を提示出来る管理をしてください。
- (5) 登録証等を掲示する場合は認証組織の管理の下で、屋内かつ汚損の恐れのない場所に掲示してください。付属書を対で掲示する必要はありません。

12. 登録証等のコピー等の使用について

登録証等の掲示、コピー、電子データ等の使用に際しては、第三者認証制度の信頼性の点から、世間一般に誤解を招くような使用を避けるために、以下の点にご注意ください。

12.1 登録証等のコピーについて:組織内での掲示、配付又は商取引等に係わる組織外への提出時

- (1) コピーは鮮明にしてください。
- (2) 原本の写しであることを明確にするため、また、誤解を招く使用を防止するため、「COPY」「複写」といった表示をしてください。
- (3) 取り扱いは「11. 登録証等の管理」に従ってください。
- (4) コピーの配付先及び/又は提出先、枚数及び配付日及び/又は提出日を責任部署にて管理してください。

12.2 登録証等の画像データの使用(会社案内やウェブサイトへの掲載)について

- (1) 記載内容が判読できる解像度で掲載してください。判読できない画像の場合は説明を付けてください。「8. 文章での公表」をご参照ください。
- (2) 認証範囲外の事業所が含まれていると誤解される、あるいは製品を認証していると誤解されるような掲載をしないでください。
- (3) ウェブサイトへの掲載する場合は、例えばPDF化し編集・印刷を不可にする等、第三者による不正使用防止策を施してください。
- (4) 縦横比を変更するなど実物と異なる形状変更は行わないでください。
- (5) 認証登録解除、認証期限切れ(登録抹消)、認証一時停止、認証取消しの際には掲載を削除する処置が必要です。

13. 登録証等の返却・廃棄等の処置について

登録証等の返却・廃棄等は以下の基準で実施してください。

組織及び JACO の状態		処置概要
認証登録継続中	有効期限切れ(認証更新時)	●(返却要)
	有効期限内(システム変更時等により新たに登録証を発行する場合)	●(返却要)
	認証一時停止	△(返却要)
	認証取消し	◎(返却要)
	認定機関の指示(規格改訂時・認定停止時など)	□(別途通知)
認証登録解除	認証返上	◎(返却要)
	他認証機関への移転	◎(返却要)

記号と処置

△:一時停止時、速やかにJACOに返却頂く。一時停止解除後、組織に返却します。

●:JACOに返却頂く。(JACOから破棄を依頼した場合は、シュレッダー等により細断する、焼却する等、再利用できないよう確実な処置をお願いします)

◎:JACOに返却頂く。

□:認定機関の指示に従う(JACOより別途ご連絡します。)

以上

本件に関するご質問は営業部門まで書面(FAX/メール可)でお問い合わせください。内容を確認し回答いたします。

営業部門(本社) TEL:03-5572-1722 FAX:03-5572-1733

(関西) TEL:06-6345-1731 FAX:06-6345-1730

メー ル logo@jaco.co.jp

改訂履歴(情報公開用)

版数	発行／改版概略	発行日
01	制定	2007.07.04
02～ 15	省略	
16	:FSSC22000 ロゴに係る修正	2014.04.16
17	2p 適用認定基準を最新版に修正、3p UKAS 認定シンボルの移行期限(2014年8月31日)を削除、改訂履歴(情報公開用)ページの追加。	2015.03.31
18	7p 登録マーク及び認定シンボル等の使い方に係わる修正(BCMS 認定番号追記) FSSC22000 ロゴを変更、9p 登録証等の廃棄処置について追記	2016.01.10
19	JFS-C 認証ロゴを追加	2016.11.11
20	FSSC22000 version4 に係る修正 7p 色情報の一部修正 登録証の返却及び廃棄に関する修正	2017.02.02